承認第3号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例)

緊急を要したため、平成22年6月29日に別紙のとおり条例を定めたので、 報告するとともに承認を求める。

平成22年8月27日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年 条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号と し、第5号及び第6号を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第2号に掲げる」を「に規定する」に改め、「同号」を「同条」に改め、同条第3号中「両親が」を削り、「当該職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)が3か月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと」を「3か月以上の期間を経過したこと」に改め、同条第4号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児 休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条 第1号及び第2号を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定により申し出た計画とみなす。